

山田町パートナーシップ・ファミリーシップ制度(案)

1. 趣旨

性別や性的指向、性自認等にかかわりなく、町民一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族とともに自分らしく安心して暮らすことができるまちを目指し、山田町パートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設します。

2. 概要

現行の婚姻制度を利用できない、又は事実婚のように当該制度を利用するが容易でないお二人が、互いを人生のパートナーとすることを町に宣誓することで、町から「宣誓書受領証」を交付する制度です。この制度に法律上の効力はありませんが、届出をしたお二人がパートナーや家族との日常生活の困難や生きづらさを軽減し、安心して暮らし続けられるようにするための取り組みです。

また、二人の子や親などの近親者も含め、家族として協力し合う関係であるファミリーシップを宣誓することができます。

3. 対象者

(1) パートナーシップ

- ・民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年（18歳）に達していること。
- ・少なくとも一方が町内に住所を有すること、又は3カ月以内に町内へ転入を予定していること。
- ・配偶者がいないこと。
- ・宣誓する方以外とパートナーシップ関係がないこと。
- ・近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。
ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除く。

(2) ファミリーシップ

- ・15歳以上である子又は親の同意があること。
- ・15歳未満である子の場合、双方又は一方と生計が一であること。

4. 宣誓の方法

- (1) 宣誓希望日の10日前（祝休日・年末年始を除く。）までに、宣誓日時を予約し、必要書類を提出する。（郵送可）
- (2) 予約した日時に宣誓をする2人で来庁し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届に署名する。

5. 必要書類

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券）
- (2) 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書）

- (4) 転入予定の場合は、転入予定であることを確認できる書類
 - (5) ファミリーシップを宣誓する場合は、当該親子関係を証明する書類及び対象者（15歳以上の子及び親）が署名した同意書
 - (6) 外国籍の方は、戸籍抄本の代わりに、本国が発行する婚姻要件具備証明書（発行から6カ月以内のもの。）など独身であることを証明できる書類とその日本語訳文
- ※ (2)～(5)は、宣誓日前3カ月以内に発行されたもの

6. 通称名の使用

宣誓する方が、性別違和等のやむを得ない理由があるときは、通称名を使用することができます。この場合、宣誓届に戸籍上の氏名と使用する通称名を記載するとともに、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類の写しを提出ください。

7. 受領証等の交付

- (1) 交付する書類
 - ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
 - ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード
- (2) 再交付
 - ・紛失等により受領証等の再交付を希望する場合は、再交付申請書を提出することにより再交付することができます。

8. 宣誓内容の変更

宣誓の内容に変更が生じた場合は、変更届を提出していただく必要があります。

9. 受領証等の返還

次のいずれかの場合は、受領証等を返還しなければなりません。

- (1) パートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方ともに町外へ転出した場合（自治体間での相互利用が可能な場合を除く。）
- (4) 宣誓が無効となった場合
- (5) その他、宣誓の要件に該当しなくなった場合

10. 宣誓の無効

宣誓の内容に虚偽があった場合、宣誓は無効とします。

11. 利用可能な行政サービス

制度利用者に対し、支援可能なものは随時情報を提供します。

12. 自治体間での相互利用

岩手県内におけるパートナーシップ等宣誓制度を導入する自治体との相互利用協定の締結に努め、制度利用者の住所異動に伴う手続きの軽減を図ります。

13. 周知啓発

制度の趣旨が十分に理解され、社会活動において尊重されるよう、町民及び事業者への周知啓発に努めます。

14. 留意事項

- (1) 本制度は、要綱に基づくもので、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効力が生じるものではありません。
- (2) 戸籍や在留資格が変わるものではありません。
- (3) 宣誓、受領証等の発行による手数料は無料です。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (4) ファミリーシップに氏名が記載されている子がファミリーシップからの離脱を希望するときは、満15歳以上に達した日以降に、受領証等から氏名の削除を申し立てることができます。

15. 導入時期

令和8年4月